

評価論の批判的吟味

—レフソンの所論を中心として—

鈴木 明男

1.

1965年ドイツ株式法 (Aktiengesetz) は第153条から155条において積極項目が原則として取得ないし製作費用で計上されるべきことと同時に、特定の場合に決算日での評価が認められること、第156条で消極項目の計上されるべき金額を規定している。これらの規定は第149条の一般規定を受けたものであるが、第149条第1項は「年次決算書は正規の簿記の原則に適合しなければならない。それは明瞭かつ通覧的に作成されなければならず、かつ評価規定の枠内で会社の財産および収益状況へのでききだけ確実な見通しを与えることを要する。」と規定して、既に評価が行なわれることを予定しているのである。ところで、ここでいう正規の簿記の原則はもちろん年次決算書が簿記に立脚すべきことを意味するが、簿記が秩序的に証憑にもとづいた歴史的記録をすることによって形式的真実性を保証することと、こういった形式的真実性とは反する不確実性を伴なう評価の問題とを同時に包摂している。¹⁾

我国の商法においても第285条の2以降で、資産が取得価額または製作価額で計上されることを原則としつつ評価を認めている。

1965年ドイツ株式法にせよ我国商法にせよ評価に関する特徴は、評価増は認めないが評価減は認めるという不平等原則 (Imparitätsprinzip) に則った取扱いであり、例えば1937年ドイツ株式法に見られる評価の最高限度だけ規定するに止めて大幅な秘密準備金設定の余地を残すということは

もはや許されないにせよ、なお商人の慎重な判断にもとづいた将来的見積額決定において秘密準備金形成の余地が残されている。

貸借対照表がもっぱら簿記数値から誘導されるならば、事実として発生した歴史的数値をその内容とするはずであって評価が当然に許されるとは思われない。本論攻では評価と簿記数値との関連やその意義を明らかにしようとした意図している。

なお、評価とは取得ないし製作価額を含む価額付与の意味であるが、本論攻では簿記数値にもとづかない一定時点での静的意味の価値決定の意味で評価という語を用いている。

注 1) Vgl. Barth, Kuno : Die Jahresbilanz der Unternehmung. Wesen und Gestalt, 1950 S. 18~19. 36.

2.

動的論による貸借対照表を考えてみよう。周知のようにシュマーレンバッハは成果計算を全体成果計算から出発させており、そこでは各期間成果の合計は全体成果に一致する。したがって逆にこの全体成果計算は期間成果に分解されるが、期間成果計算においては必ずしも費用は支出と、収益は収入と一致せず、期間成果計算を行なうためには収入および支出のうち、成果に作用する部分としない部分とを区分し、成果に作用しない部分を繰延べ、さらに期間成果に作用する収益と費用でまだ収入および支出となっていない部分とを見越さねばならない。この繰延と見越しとを荷うのが貸借対照表であり、「それゆえに、貸借対照表は一方で収入と支出を、他方で費用と収益とを部分期間成果計算 (Zeitabschnittserfolgsrechnung) の目的で収容する暫定的計算書である。」¹⁾ したがってまた「それぞれの貸借対照項目に、新しい成果確定の貸借対照表目的を遂行する未解決項目 (Schwebendeposten) として、さらに積極には前給付 (Vorleistung-

en), 消極には後給付 (Nachleistungen) としての説明を与えるのである。」²⁾

全体成果計算の基礎になっている思考として、バルト (Barth, Kuno) は企業の説明から出発する。企業は市場での財の売却を目的として財を購入し、生産する。財の売却による貨幣収入によって活動の一応の終結を見るのであるが、それらの活動は財ではなく貨幣で思考され貨幣が目的とされることを意味する。つまり企業にとっては貨幣計算が大切となるのである。そこでバルトはリーガー (Rieger, Wilhelm) の言葉を引用している。

「この貨幣計算によって、また貨幣所得によって支配される新しい経済的組織 (Gebilde) はここで企業といわれる」³⁾ し、また「企業とはリーガーによると“経済生活における活動による貨幣所得——ここでは利益 (Gewinn) といわれる——獲得のための準備 (Veranstaltung) である”。」⁴⁾

企業家は貨幣で測定した利益に対して関心を抱くのであり、経済活動が複雑化するにつれ、貨幣で把えられた経済活動とその成果を知る必要がでてくるのである。しかも企業家の経済活動は利潤動機に支配され、投下した貨幣とその循環ならびにその結果としての貨幣で測定された利益の把握が企業の中心課題となるのだが、この把握は第一に経営が継続すること、第2に貨幣循環 (Geldwerdung) リズムの複雑化によって困難となる。ここに収入と支出の動きを把える簿記が必要となるのである。簿記はすべての経済活動を貨幣額で記録する。それゆえ、簿記を基礎として作成される貸借対照表にも、また貨幣的表現が要求される。「したがって、貸借対照表作成の前提を満たすには、計算対象が共通の比較額 (Komparationsgröße) での一致した計算で表示されることが必要である」ことになる。

利益に支配された企業においては、開始貨幣額と終了貨幣額との比較から貨幣余剰を算出することがもっとも大切なのであるが、貨幣余剰算出は企業の終了によってのみ可能なのである。「したがって、企業にとってはその終了に至ってはじめて本来的決算がなされるのである。真実の決算は

“全収入と全支出ならびに終了 (Ende) の特別の性質から生ずる収入・支出が清算されて、初めて考えられるのである”⁶⁾ それゆえ、バルトがリーガーを引用していいうように「……全体貸借対照表 (Totalbilanz) が貸借対照表論の基本的原則なのである。」⁷⁾ ここにシュマーレンバッハが全体成果計算から出発する根拠があるのである。ところで、全体計算の暫定的中間段階である期間計算は擬制的全体計算 (fingierte Totalbilanz) であって、そこでは未解決項目が収容されている。これらの項目は貨幣循環を人為的に切断することから必然的に生ずるものであって、それは「…多かれ少なかれ等しく貨幣循環をともなうそれぞれ異った形態の財は、すべて擬制的貨幣額に置きかえれ “貨幣のようなもの (Als Ob Geld)” として取扱われる……」⁸⁾ のである。

このように全体計算にこそ最終的正しさを認めるのであれば、期間計算はまさに入為的なものにすぎず、そこで作成される年次貸借対照表はバルトがリーガーを挙げていいうように「真実と虚構との混合物」⁹⁾ にすぎないのである。

シュマーレンバッハは、成果計算における未解決項目を明示することと経営の力の貯蔵における力の構成を表示することを、貸借対照表の二つの特徴としているが、¹⁰⁾既述のように年次貸借対照表は全体貸借対照表にアプローチするための一ステップであり、全体貸借対照表に向かって継続する貨幣循環を切断したものにすぎない。シュマーレンバッハのいう未解決項目はこの貨幣循環を切断したために生じたものにすぎないし、それは本質的に簿記的に把握された数値にすぎないはずである。また、力の貯蔵はやはり同じものを将来損益計算に参加するからということによってながめたものであって、簿記的把握の範囲から抜け出ることはない。

ところで貸借対照表が簿記から誘導されるものであるとすれば、それは本来的には歴史的取引数値でしかありえないはずである。簿記は、証拠書類にもとづいてすべての取引事象をもれなく完全に記録し、記録の真実性

を保証することを課題とするものであり、「それによって、貸借対照表においてもっぱら歴史的、名目的ないし数値的に与えられる事実だけが、明白にないしは眞実に表示されうるのである。」¹¹⁾つまり、簿記は形式的眞実性を保証するものであって、簿記から誘導される貸借対照表もこの形式的眞実性のみが保証されるのである。本来貸借対照表に形式的に一貫性が求められるならば、貸借対照表にはいわゆる評価 (Bewertung) 問題は生ぜず、過去の取引数値に止まるはずなのである。

貸借対照表項目の数値が過去の取引数値に止まるものであることは、コジオール (Kosiol, Erich) によって次のように一層明白にされている。

企業活動は簿記によって把握される。ところで簿記は支払過程 (Zahlungsvorgänge) (収入と支出) に基盤を置いており、コジオールはこれにもとづく簿記を収支的簿記 (Pagatorische Buchhaltung) と呼んでいる。¹²⁾これによって把えられた収入 (計算収入 Verrechnungseinnahmen を含む) 総額を積極側に、支出 (計算支出 Verrechnungsausgaben を含む) 総額を消極側に収容すると収支的運動貸借対照表 (Pagatorische Bewegungsbilanz) が形成される。そして各項目の収入・支出の差額を算出し、前期からの繰越を加算して残額を把えると収支的在高貸借対照表 (Pagatorische Beständebilanz) が形成されるので、収支的在高貸借対照表は積極には収入在高 (Einnahmenbestände) と支出対価 (Ausgabengegenwerte) を、消極には支出在高 (Ausgabenbestände) と収入対価 (Einnahmengegenwerte) を収容することになる。

■ 収支的在高貸借対照表の積極と消極とに生ずる在高は、2つの価値形態つまり収入価値 (Einnahmenwerte) と支出価値 (Ausgabenwerte) として把えられるが、この数値は簿記によって把えられた支払過程 (Zahlungsvorgang) に由来しているのであって、両者は支払価値 (Zahlungswert) (収支的価値 pagatorischer Wert) によって統一される。それゆえ在高貸借対照表に付せられるべき価値は支払価値である。このように

シュマーレンバッハやワルプ (Walb, Ernst) によって理解されてきた貸借対照表と支払過程との関連は、コジオールによって明白にされている。¹³⁾

もともと動的貸借対照表は貨幣余剰としての成果計算を主眼にするものであって、その目的に限定された枠内での在高計算的 bestandsrechnerische (静的 statische) ならびに金融経済的 (finanzwirtschaftliche) な分析が可能になるのであって、¹⁴⁾在高としての財政状態表示機能を發揮するのは動的貸借対照表の結果なのであって、形式構造に由来する本来的目的ではないと考えられる。

このように見えてくると、貸借対照表項目は本来的には支払過程にもとづかない、いわゆる評価 (Bewertung) 思考とはなじまないもののように思われるのである。

ところがドイツ株式法や我国商法にもとづく貸借対照表は簿記を前提としていると解されるが、これら法やシュマーレンバッハにも見られるように、貸借対照表項目に対しては各種の評価が加えられる。シュマーレンバッハがそれぞれの評価の選択を規定する原則なしですませている、というエンゲルス (Engels, Wolfram) の批判は法規定にもあてはまろう。それに対してミュンスターマン (Münstermann, Hans) はシュマーレンバッハを次のように弁護している。それは、シュマーレンバッハは企業運営のための操作用具 (Steuerungsinstrument) としての期間的に正しい成果確定から出発し、この目的が達成されるように評価するのだし、この場合の不可欠な制約として実践性 (Praktikabilität) が挙げられるのだとしているのである。¹⁵⁾そして成果確定目的に規定された評価は、「じつは公表財務諸表上の利益を決定するものであるというところに意味をもつ……」¹⁶⁾ことをミュンスターマンは明らかにしている。

ところで、法の評価理念も国民経済的秩序の維持発展目的の枠内での株主の私的所有権確保という法理念に沿ったものとして発現したものであ

評価論の批判的吟味

り、¹⁷⁾この法理念は1965年ドイツ株式法第149条第1項の文言のように「……会社の財産および収益状況へのできるだけ確実な見通しを与える……」を通じて実現されるのである。したがってまた、評価の狙いは企業の貸借対照表上の財産および収益状況へ影響を与えることであろう。そのことはミュンスター・マンの先の指摘によっても明らかであろう。

さて、元来が収支計算に基づいて算出された成果は、名目的資本維持 (nominaler Kapitalerhaltung) 目的には合致する¹⁸⁾が、それがそのまま配分可能な利益と一致するものではない。というのは、企業はこの利益算出に当って低価主義等の不平等原則を実質的配慮のもとに適用し、その適用後に算出される利益が配分の対象となるからである。つまり、「実質的資本維持 (reale Kapitalerhaltung) は収支的成果計算にとって利益確定の課題ではなく、利益利用 (Gewinnverwendung) のそれである」¹⁹⁾ことなのであって、実質的資本維持が計られた後に初めて配分可能な利益が算定されることになるのである。

このように、収支計算にもとづく成果を評価によってゆがめることは、何らかの計算構造外から生ずる任務によるものであるように思われる。

われわれは次に評価の性格と、それが何故に行なわれるのか考えてみよう。

- 注 1) Münstermann, Hans : *Dynamische Bilanz : Grundlagen, Weiterentwicklung und Bedeutung in der Neuesten Bilanzdiskussion* Z. f. h. F. 18 Jg. 1966 Heft 8/9 S. 514
2) Münstermann : a. a. O. S. 514
3) Barth, Kuno : *Die Jahresbilanz der Unternehmung. Wesen und Gestalt.* 1950. S. 1
4) Barth : a. a. O. S. 3
5) Barth : a. a. O. S. 10
6) Barth : a. a. O. S. 20
7) Barth : a. a. O. S. 20

- 8) Barth : a. a. O. S. 26
- 9) Barth : a. a. O. S. 27
- 10) Schmalenbach, Eugen : Dynamische Bilanz. 12Aufl. 土岐政蔵訳
55頁
- 11) Barth : a. a. O. S. 19
- 12) Kosiol, Erich : Buchhaltung und Bilanz. 1967 S. 7
- 13) Kosiol, Erich : Der Pagatorische Charakter des Anschaffungs-
wertes in der Bilanz. Z. f. h. F. 38. 1944 S. 50
- 14) Kosiol : a. a. O. S. 120~122
- 15) Vgl. Münsterman : a. a. O. S. 520~521
- 16) 宮上一男 企業会計の基礎 昭和44年 132頁
- 17) 慶應義塾大学商法研究会訳, 西独株式法, 政府草案理由書参照
- 18) Vgl. Kosiol : Buchhaltung und Bilanz. S. 113
- 19) Kosiol : Buchhaltung und Bilanz. S. 115

3.

貸借対照表項目はそれが収支計算に基礎を置くかぎり本来的には過去の取引数値であるはずであるが、貨幣を投下しより大きな貨幣の獲得を目指す貨幣経済においては貨幣的結果 (geldmäßigen Ende) だけが問題となり、それゆえ“すべての問題については当該対象の貨幣的運命の予測（前取 Vorwegnahme）だけが大切なのである。”¹⁾

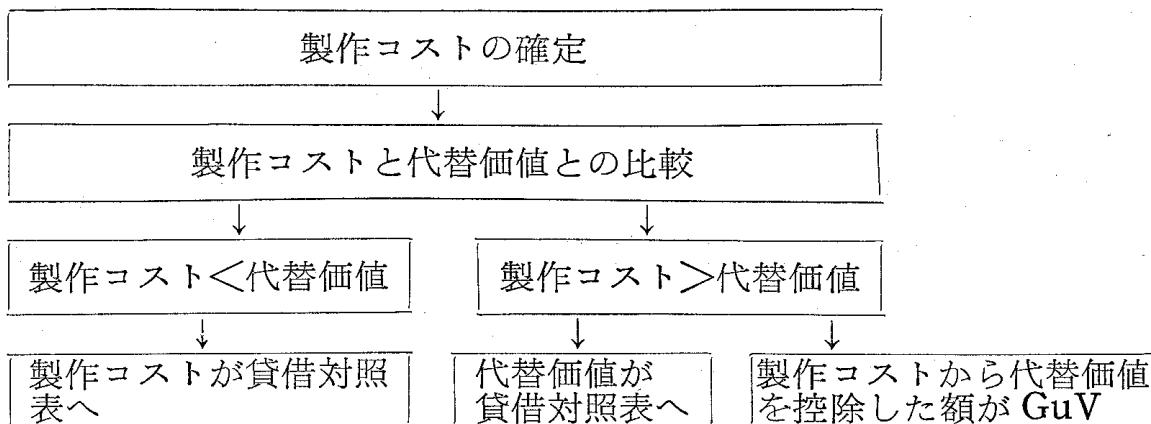
ところでこういった貨幣獲得を目指す企業の財産の価値は、将来における収益獲得に寄与するということから導かれようが、それならば企業の財産の価値は将来実現する収益から評価されるべきことになろう²⁾。だから収益が貨幣循環で表わされるなら貸借対照表項目については、貨幣循環の将来的結果を貸借対照表日において前取することが問題になってくるのであって、評価とはいわばこの貨幣循環を前取するための手続にすぎず、したがって「評価の目的は後で生ずる実際の貨幣循環ができるだけ正確に前取すること」³⁾なのである。

ところがこの貨幣循環の最終的姿は全体貸借対照表ではじめて把えられ

評価論の批判的吟味

得るのであり、年次貸借対照表はその單なる中間段階にすぎないし、また収支計算にもとづく貸借対照表はこの中間段階において過去の支払金額を計上したものでしかなく、それは元来が当然に将来的貨幣循環の前取を表わすものではありえない。それゆえに、貸借対照表が原則的に原価価値 Kostenwert (取得ないし製作価値 Anschaffungs-oder Herstellungskostenwert) にもとづいているものの、それは暫定的な数値でしかないのである。

さて、シュマーレンバッハが指摘するように貸借対照表作成は慎重の原則 (Grundsatz der Vorsicht) に支配され、評価は慎重に行なわれる⁴⁾。なぜなら、第一に成果計算は不正確であり、第にはあまり高く計算された利益は過小に計算された利益よりも、経営自体にとっても経営所有者にとっても著しく危険であるからなのである。この慎重の原則は未実原費用を成果計算に考慮する一方、未実現収益を排除するという不平等な取扱いを要請することによって、計算構造のもつ論理一貫性を破壊する。この消極的成果要素の算入、積極的成果要素の排除は法にも明記されている。それは慎重の原則にもとづき、積極側が低く消極側が高く評価されることになる。この不平等な評価シエーマは次のように図示される。不平等な評価は主として積極側が問題になり、この図では積極側について記されている。



注 製作コスト=支払われた調達価額にもとづいた取得ないし製作コスト
代替価値=特定の規則にもとづいて確定する

GuV=損益計算書・費用

慎重原則は名目資本維持の前提のもとで、分配可能利益を確定する計算目的にふさわしいものなのである。⁶⁾

結局、貸借対照表項目はそれが元来暫定的であるうえに、評価に当って不平等原則が適用されている。評価は企業が将来の貨幣循環の前取を狙いとしているかぎりでのやむをえざる手段 (Notbehelf) でしかないし、「評価は事実の表明ではなくて見解 (Meinungssache) 表明である」⁷⁾ としか言えず、さらに「貸借対照表は無制限に真実ではありえないが、すべての貸借対照表は無制限に誠実であるべきである」⁸⁾ といわざるをえないのである。

評価の目的をより厳密に財産表示目的と、正確な期間成果計算目的との二面からまず吟味してみよう。

評価では未実現の費用と収益の不平等な取扱いがなされ、両者が公平に考慮されるのではない。それゆえに、評価は本来“真実な”財政状態表示を目的として行なわれるものとはいえない。さらに、簿記によって形式的真実性を保証された貸借対照表項目数値は、将来の貨幣循環数値と一致してはじめてその実質的真実性が確かめられるのであり、財産評価としての真実性を主張しうるのである。しかし、その一致はほとんど望み得ないし、評価によってもそれが実際上貸借対照表日の状態にもとづかざるをえないことから、評価額が将来の貨幣循環と一致することはほとんど考えられない。財産は将来の貨幣循環から把えられるのであるが、評価がその将来的貨幣循環に合致しないとすれば、実質的にも評価が財産表示を目的とするとは考えられない。むしろ不平等原則にもとづいた未実現の費用・収益の取扱いを考慮すれば、むしろ成果にそれを減少させる影響を与えることを目的としているといえよう。

取得ないし製作価額を原則としたうえでの評価が成果にマイナスの影響を与えることを目的としていることは、これを静的貸借対照表での評価と

評価論の批判的吟味

比較することによって一層明瞭にされる。静的貸借対照表は一定時点での時価によって財産評価を行なうが、この場合すべての価格変動は時価評価によって自動的に財産に吸収されてしまう。もちろん、この場合には企業の継続は前提とされていないので、次期以降に発生する未実現損失を前取するものではない。ところが、取得ないし製作価額を原則として作成される貸借対照表から離脱するかたちでの評価は、企業の継続したがって貨幣循環が連続することを前提として、この貨幣循環の将来を見越して財産評価を行なうのであって、むしろ財産そのものの把握よりも利益減少を目的としているといえよう。したがって評価はその狙いがある時点での静的評価とは本質的に異って、財産表示を狙っているものとはいがたいのである。

それでは評価は、正確な期間成果計算のために行なうのであろうか。評価は将来の貨幣循環の見越しであるから、評価が行なわれるためには期間相互に財産が引継がれ、また締結された契約が履行されることが前提とされる。⁹⁾ したがって、正確な期間区分によって期間計算を行なうためには、これら期間ごとに引継がれる財産や契約の将来を正確に知悉しているか、将来を包含した完全な計画計算 (Plaungsrechnungen) が実施され、同時にその財産や契約がどれだけ期間成果に寄与するかを財産や契約ごとに把えねばならない。しかし、これは厳密には解決困難であるし、次期は前期の各種の財や政策や契約等を引継ぎそれによって成果が決定されるが、評価はそのうちの一部に対しての費用の前取というかたちでなされるのであって、決して正確な成果計算がなされ得るものではないし、それを狙いとしているとはいがたい¹⁰⁾。

こう考えると、評価は財産表示や正確な期間成果計算のためになされるのではなく、評価がもっぱら未実現費用ないし損失を前取することから、企業資本の維持の目的のために行なわれると結論づけられよう。つまり将来発生すると見込まれる費用ないし損失額だけ利益配分額を減少させるこ

とによって、将来資本を減少させる影響を中和化させるのである。

評価はそれがもっぱら資本維持目的のための将来的費用ないし損失の前取であるならば、それはまた計算上の利益減少効果を狙うものであって、利益留保であるといえよう。こういった考えからすれば、費用ないし損失前取である評価は利益が存在しない期間には効果がないといえる。評価が資本維持のために行なわれることが判明したが、この評価がこの理念のもとでどのように行なわれるか考察してみよう。

- 注 1) Barth, Kuno : Die Jahresbilanz der Unternehmung. S. 27
2) Vgl. Leffson, Ulrich : Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung. 2Aufl. 1970 S. 215～216
3) Barth : a. a. O. S. 27
4) Schmalenbach, Eugen : Dynamische Bilanz. 12Aufl. 土岐政蔵訳
84～85頁参照
5) Leffson : a. a. O. S. 228
6) Münstermann, Hans : Dynamische Bilanz : Grundlagen, Weiterentwicklung und Bedeutung in der Neuesten Bilanzdiskussion.
Z. f. h. F. 18Jg. 1966 Heft 8/9 S. 521
7) Barth : a. a. O. S. 32
8) Barth : a. a. O. S. 36
9) Vgl. Leffson : S. 212
10) Vgl. Leffson : S. 217～218

4.

われわれが前提としている企業の継続は、貨幣の投下とその回収によって維持されている。この貨幣循環形態を一定時点で人為的に切断し、簿記的に把握すれば、取得原価にもとづいた貸借対照表が得られる。もっぱらこの貨幣循環に視点を据えた場合、評価は将来の貨幣循環の運命を前取す

評価論の批判的吟味

る意義を持ち、それゆえに、できるだけ正確な貨幣の将来の結果を貸借対照表日で把えることが評価の任務となる。「後の貨幣循環の判断にとっては、貸借対照表日 (Bilanzstichtag) の状態が決定的である」として、「貸借対照表日 (決算日) から実際の貸借対照表作成日までに知りえた事項を決算書に影響させないことを主張するバルトは¹⁾、貨幣循環の前取を狙って、決算日の状態をもととして評価の正確性を期するのである。

ところで既述の論述によれば、評価の狙いはもっぱら損失の前取による利益留保を通じての資本維持であって、この目的のために例えばバルトに見られるような決算日の状態にもとづいた評価ではなく、明確に損失前取の意図をもった取扱が必要となろう。このためには、企業の継続が財の調達とそれを超える価額での売却との連続によって可能となっていることに着目すれば、調達と売却との双方を損失の前取に当って考慮することが要請されよう。

評価基準の吟味に当っては、評価が本来持つ理念である損失前取が貫徹されるか否かが問われるし、さらにこの評価基準が貸借対照表項目全体に統一的に適用できるか否かが問題にされよう。価値論争は1861年一般ドイツ商法典 (Das Allgemeine Deutsche Handelsgesetzbuch) 以来、盛んに行なわれてきているが、本稿はもちろんこれに触れるものではない。

評価に当っては、決算日に取得ないし製作コスト (Anschaffungs- oder Herstellungskosten) と比較される時価には、一般に売却価値と、再調達ないし再生産コスト (Wiederbeschaffungs-oder Reproduktionskosten) とが考えられるので、まずこれについて吟味しよう。

売却価値は、もちろん、決算日での状態にもとづいて判断される将来の売却価額であるが、その判断が決定的に決算日の状態にもとづくのであることから、結局は決算日での売却価額が採りあげられることになる。決算日の状態のみを決定的な判断基礎とするかぎり、すべての評価は財の取得と売却との間の偶然的な状態に左右される偶然なものであるし、判断には

必然的に不確実性が伴うのである。これらの問題は評価が行なわれる場合には多かれ少なかれ生ずるものであるので、このことをことさら問わないとしても、さらにいくつかの問題点が挙げられよう。まず、すべての財に売却価値を付する場合には企業の清算を想定することにならうが、この立場は企業の継続の見地、つまり評価が狙いとしている資本維持による企業の継続と反するものである。さらに、決算日での売却価額を有するのは事实上製品ないし商品だけあって、すべての財に一貫して評価基準を求めようとする立場に反するし、次期の損失前取の思考に反することになる。そしてこの売却価額（清算価額）には相当の値下げが必要とされるであろう。この値下げはわれわれの前提からすれば異常な事態である。そのうえ、売却は時にはいったん調達した財を再び市場へ戻すことをも意味するが、相場や市場のあるもの以外には事实上評価は考えられないし、加工した財は調達市場が存在せず、それゆえ、この戻しの思考は問題とされまい。このように考えると、全般に決算日での売却価値にもとづく評価は否定されよう。

とすれば次にとりあげられるのは、決算日の状態にもとづいた再調達ないし再生産コストである。これは決算日での再調達ないし再生産コストで財を評価するものであるが、当該価値評価によっては評価の特質である評価の不平等的処理、つまり未実現損失は計上し未実現収益は計上しない処理は問題にされえない。というのは、当該評価は価値変動を吸収するものではあるが、それはあくまでも決算日の状態に依拠するものであって、不平等原則に立つ、評価が狙う将来損失の前取を意図するものではないからである。将来損失の前取を意図する評価は、取得ないし製作価額を原則としつつ、それから離脱するかたちで将来損失を前取するものであって、決算日の状態にもとづくよりもむしろ将来を予測することが必要とされよう。

売却価値による評価にせよ、再調達ないし再生産コストによる評価にせよ、

評価論の批判的吟味

決算日の状態にもとづく評価は不平等原則にもとづく評価の目的である利益留保には不適切であることがわかる。このことを次のレフソンが示している図を用いてさらに詳しく説明しよう。

調達および販売市場での価格変動にもとづく成果状態の変化（過去の価格変化に相関する）					再調達に当っての不平等原則を調達価格下落に適用
	1	2	3		
販売価格 ↓	不 変	下 落	上 昇		
調達価格 ↓					
A 不 変	不 変	悪 化	良 化	影響なし	
B 下 落	良 化	ほとんど不変	良 化	利益留保	
C 上 昇	悪 化	悪 化	ほとんど不変	影響なし	

この対比では、まず第1にそれぞれの長期的価格変化が、第2に取得ないし製作コストでの在庫財価値の継続が前提とされている。

成果状態が“ほとんど不変”であるB2とC3の場合、厳密に考えると3つの可能性が区別される。

- a) まったく等しい
- b) わずかに悪化
- c) わずかに良化

この図にもとづいて調達価額の下落の場合を考えみよう。通常決算日での市場状況に決定的にもとづいて評価する場合、この下落した調達市場価額が取得ないし製作価額を下廻るときは後者を採用するのであり、この処理は一般に慎重原則から説明されている。この図によれば調達価額下落の場合には、総体的に次期の成果にはマイナスの影響を及ぼすものではない。したがって次年度損失の前取として評価をえる見地からは、調達

価額下落の場合評価減は必要とされない。むしろ、調達価額上昇の場合にこそマイナスの成果作用が予想されるので、この場合に損失が前取されるべきことになろう。すると、むしろ損失前取のためには通常行なわれているような決算日の調達価額にもとづいて評価を行なうことは不適切であるといえよう。

販売市場での価額が下落する場合には、総体的にマイナスの成果作用が予想される。したがって決算日の状態にもとづいて評価が行なわれる場合には、むしろ販売市場の状態が吟味されるべきであろう。しかしこの場合にも決してマイナスの成果作用が将来発生するとはかぎらず、その大きさも予測できない。

以上から、決算日での市場状況にもとづいて行なう評価の成果の作用は、必ずしも将来の成果への作用とは一致しないことが判明しよう。それゆえに、評価に利益留保のための損失前取の意義を与える見地からは、決算日の市場状況ではなくむしろ将来の財の売却時の状況が考慮されが必要とされよう。そして将来的状況をできるだけ確実にとらえるためには、決算日以後の実際の決算書作成日までの期間における状況の推移がバルトにおけるように無視されることなく、十分斟酌されるべきであろう。

ところで評価は将来の貨幣循環の運命を前取するものであるという見地から考慮すると評価はむしろ将来の販売価格にもとづいてなされるべきであろう。しかしこの場合各生産要素については、それが生産に投入される結合の仕方によって製品としての販売価格が異なるのであって、各生産要素が如何程の販売価格を持つのかを判断しうるためにはいくつかの事柄が前提とされよう。つまり、適切な生産・販売計画を設けたうえで、特定の生産要素は特定の財の生産に用いられ、さらに生産要素投入量割合が一定しており、この生産物から直接に一定の収益が期待できるなどの前提があってはじめて製品販売価格から生産要素価格を遡求的に求めうるものであろう。だがそれは現実にはほとんど困難である。とすれば、少くとも生産要素に

ついてはこの将来の販売価格にもとづく評価理念は放棄せざるを得ないだろう。そのうえ、将来の売却時点での状況を考えるに当っては、損失前取の観点からは前掲の図から分かるように、単に調達ないし販売市場の一方の状況だけを勘案するのではなく、双方が同時に関連づけて考察されることは必要となる。

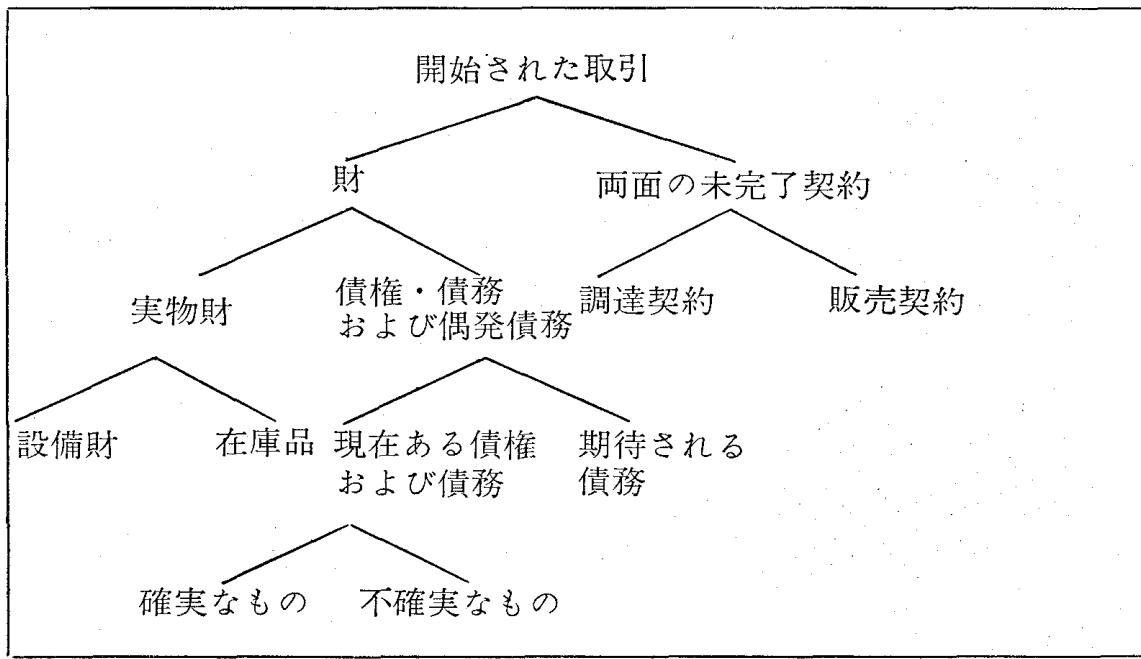
このように損失前取のための首尾一貫した評価のためにはいくたの困難が見受けられるが、さらに損失前取の観点からの評価への吟味をつづけてみよう。

損失前取の観点から評価を見るならば、その前取額は、調達から販売にいたる取引が次期の成果に与える成果減少的作用を、できるだけ次期の成果に影響させないという目的によって規定され³⁾、その見込まれる影響額だけ前取されるべきだろう。

ところで取引の成果は、期間相互に引継がれた財と契約の将来の販売高からそれに要するべてのコストが控除されて決定される。コストには決算日までに生じた調達ないし製作コストと将来発生すると見込まれるコストとが挙げられよう。つまり、(1)売上高と(2)既に発生した全部原価および将来の変動費総額との差額⁴⁾が前取される損失額である。もちろんこの前取は前者が後者より低い場合にかぎる。

ところで、販売価格も将来コストも不確実である。それゆえ、できるだけ確実にこの予測が行なわれるためには、決算日から決算書作成までの推移が斟酌されなければならないである。また、近代的企業で採用している詳細な販売と生産の計画計算 (Planungsrechnung) は、この見込まれる損失額の算出に寄与するはずである。こういった損失前取の対象は、財の調産——生産——販売の一連のプロセスから生ずるものであって、レフソシはこれらの取引を総称して開始された取引 (Eingeleitete Geschäfte) と呼び図のように概括している⁵⁾。

これらの取引に損失前取がされるべきか否かを吟味するならば、次が問



題とされる。

(1) 契約については、販売価格が決算日までに生じた全部コストと契約完了までに発生が見込まれる変動コスト総額より高いか否か

(2) 決算日に存在する財や注文済の財については、販売価格が決算日までに生じた全部コストと販売日までに発生すると見込まれる変動コスト総額よりも高いか否か

(3) 債権、債務は帳簿残額が将来の期待される収入、支出に合致するか否か⁶⁾

このうち上記の契約に関しては、われわれの論攻の直接の対象ではない。しかし、損失前取思考は調達と販売との双方に着目して出発したものであることに立戻ると、調達から販売にいたる一連の取引が損失前取本来の対象と考えられようし、損失見越の対象にレフソンが未完了の契約を加えるのは象徴的のことといえよう。この考えに立てば、財の評価はやはり一連の取引のなかの一過程の問題としてのみ考えられるべきものであろう。

なお、上記開始された取引1つ1つについての詳論は割愛するが、若干

の問題点として、原材料についてはその原材料毎について個々の評価は行いえず、生産から販売への取引の一過程として取引毎に損失前取が行なわれざるを得まい。また、固定資産についてはその企業全体の視点からの収益が問題にされ、どれだけの損失前取が行なわれるかはその収益力に依存しよう。レフソンはこの算定基礎に資本価値法 (Kapitalwertmethode) を与えている。⁷⁾

われわれは見越すべき損失の高さや前取方法を吟味したが、次にこの表示問題をとりあげよう。

- 注 1) Barth, Kuno : Die Jahresbilanz der Unternehmung. S. 28
2) Leffson, Ulrich : Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung. S. 235
3) Leffson : a. a. O. S. 257
4) Leffson : a. a. O. S. 261
5) Leffson : a. a. O. S. 261
6) Vgl. Leffson : a. a. O. S. 262
7) Leffson : a. a. O. S. 276

5.

取得ないし製作価額を原則として作成される貸借対照表による利益算定は、名目的資本維持計算を目的としている。したがって、そこで確定された利益は実質的資本維持のためには、そのまま配分可能利益と考えることはできない。もともと取得ないし製作価額にもとづいた利益計算は実質的資本維持には適さないといえるのである。しかし実際上企業は実質的資本維持が求められている。それにもかかわらず法は取得ないし製作価額にもとづく貸借対照表作成を要求している。それはまた、企業の経営のための実践的要請であるともいえる。したがってこの取得ないし製作価額にもとづいた貸借対照表を作成する中で実質的資本維持が要請されることになる。

実質的資本維持はこういった背景のもとでは積立金 (Rücklagen) 設定によって可能となるが、積立金設定は不平等原則にもとづいた低評価による秘密積立金 (stille Rücklagen) と公示積立金 (offenen Rücklagen) とによって行なわれうる。

ところで公示積立金は取得ないし製作価額にもとづいて算出された利益の利益利用によって形成されるが、「実現した利益から引き出された公示積立金とは逆に、秘密積立金は成果確定との関連で形成されるのである。」¹⁾ このように取得ないし製作価額を基礎とした成果確定の原則を一応は採りつつ、一方は成果確定の要素として、他方は成果利用として利益留保を計り両面から実質的資本維持を可能にしている。

われわれが取得ないし製作価額にもとづく貸借対照表を原則的に貫き意義のあいまいな決算日の状態にもとづいた評価額を避けるならば、個々の貸借対照表項目は一貫して取得ないし製作価額にもとづいて計上されるべきであろう。そのうえ評価の目的が利益留保を目的とした損失前取であることを認識するならば、もっぱら評価によって生ずる積立金は、それが積立金であることの性格を明示すべきであろう。したがって、評価後の金額を貸借対照表に計上することによって、積立金が秘密積立金として貸借対照表の背後に埋没させられることなく、別途に表示されることが妥当であろう。レフソンはこの金額を引当金 (Rückstellungen) 項目として細分化し、貸借対照表ないし決算書注記 (Abschlußerläuterungen) することを提言している。²⁾ それは報告書としての貸借対照表の明瞭性に合致するはずである。さらに、積立金額を別途に表示することは、評価が貸借対照表に静的財政状態表示機能を保証しているかのごとき印象を与えていることを考慮するならば、首肯されよう。

注 1) Kosiol, Erich : Buchhaltung und Bilanz. S. 106

2) Vgl. Leffson, Ulrich : Die Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung. S. 280